

育児休業復帰に関する誓約書

申込児童 (連名可)	ふりがな	生年月日	第1希望の保育施設・事業所	利用開始希望月
	氏名	年 月 日		年 月

育児休業取得有無について以下の誓約事項を御確認のうえ御記入ください。

保護者氏名	申込児童との続柄	育児休業取得状況
		取得中 ・ 取得無 ・ 取得予定 (予定期間)
		取得中 ・ 取得無 ・ 取得予定 (予定期間)

- 申込児童が保育利用を開始した場合には、利用開始月の月末までに職場に復帰します。
- 職場に復帰したことを証明するため、職場復帰証明書を復帰後2週間以内に京都市（居住している地域の区役所・支所子どもはぐくみ室）に提出します。
- 利用開始月中に同等の勤務内容で復帰しなかった場合や職場復帰証明書を期限までに提出しなかった場合は、保育利用が取り消され、保育施設・事業所の退園や、保育に要した費用の全部又は一部について、京都市から返還を求めることがあります。
- 誓約書を提出後に、育児休業取得有無等の内容が変わる場合は、速やかに申請先の区役所・支所子どもはぐくみ室へ御連絡ください。
- 保育利用を開始した児童の育児休業を取得される場合、保育要件がなくなるため、保育利用が継続できなくなります。

現在の保育利用に係る意向について、①～③の該当のいずれかにチェックをしてください。

- ① 保育利用ができない場合でも、保育利用の開始を希望している月中に復帰します。
→保育利用が可能になるまでの保育方法にチェックをしてください（複数選択可）。
 保護者が職場に連れて行く 保護者が有給休暇を取得して保育する
 祖父母、親戚等に見てもらう
 下記のサービスを利用する
 勤め先の事業所内保育施設 認可外保育施設 保育園等の一時預かり
 幼稚園 企業主導型保育事業所 ベビーシッター その他（ ）
- ② 保育利用ができない場合は、取得中の育児休業を期間終了まで取得、又は延長します。
→申請は利用開始希望月を含む年度末まで有効とし、毎月、保育利用を希望している方として選考対象になります。
- ③ 復職せず、育児休業の継続を希望します（希望園の内定の保留を希望）。
→支給認定証の発行対象外となります。利用調整の指数を減点する場合がありますが、申込状況によっては希望園に内定する可能性があります。なお、年度途中からの復職希望等の場合や、保育希望月を変更したい場合は、各月の申込締切日までに区役所・支所まで変更届を御提出ください。
（育休延長等を希望の場合は、③にチェックしてください）

(宛先) 京都市長

以上のことに同意し、育児休業から復帰することを誓約します。

記入日：令和 年 月 日 署名：

※育休取得中・取得予定の方が署名ください（連名可）